

JP-DRP の多言語化及び WIPO との提携などについて

○ DRP 検討委員会において共有されているこれまでの経緯

- ・ JP2021-0001 ERBORIAN.JP が、JP-DRP で初めて、英語での裁定を実施した。
- ・ 山口委員の人脈より、英語での裁定などについて、WIPO に相談など行う中で、WIPO から、ccTLD の裁定も多く実施しており、JP-DRP でも多言語化に対応するために、WIPO は対応できるので、提携などを JPNIC として検討できないかなどのお話があった。
- ・ 過去、JPNIC として、JIPAC だけでなく、複数の紛争処理機関と提携し、競合する中で質的向上を図るべきとの意見もあり、国内で他の紛争処理機関との提携を模索したが、適当な候補がなく、JIPAC との提携関係を強固にすることにより、質的向上を図ってきたという経緯がある。
- ・ JPNIC の現状の認識としては、今後多言語化への対応の必要性が高まる可能性があることは認識しつつも、現状では、英語での裁定が今年度初めて実施され、今後の多言語化のニーズが読めない中で、JIPAC が英語での裁定などについても積極的に対応していただけである状況や、JPNIC 内のコストや組織体制などの観点から、JIPAC との連携を強化して、英語での裁定などへの機能を強化することが優先されると考えているが、検討委員会などで検討していくことについては吝かではない。
- ・ 2021 年度第 1 回検討委員会においての議論の中では、JPNIC として WIPO と打ち合わせを行うかについては、WIPO のベッカム氏が、ICANN の GAC に参加しており、機会があり先方からのアプローチがあれば検討するが、現状では積極的に JPNIC から WIPO にアプローチすることは考えていないとの認識であった。

○ 課題と懸念

- ・ 多言語化へのニーズは、潜在的に存在し、対応できれば顕在化する可能性もある。
- ・ JP-DRP も国際化を図らなければ、今後の世界の趨勢に取り残される。
- ・ 申立件数は、JP ドメイン数が、増加する中でも、大きな変化はなく、その原因の究明が出来ていない。(参考資料 2 を参照)

- WIPO と提携すると、これまで強固な関係を構築してきた JIPAC から WIPO に多くの案件が流れてしまうのではないか。
 - JIPAC だけでは、英語以外の申立てには対応できない。
 - WIPO と提携するための、リソースなどの負担に JPNIC として対応できるか。
 - WIPO は、JP-DRP にある準拠法などに対応できるかなど、JP-DRP と UDRP の違いへの対応が可能か。
- 法務省の動きなど（早川委員より）

以上